

市民農園をはじめよう！！



市民農園とは？

一般に『市民農園』とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことをいいます。

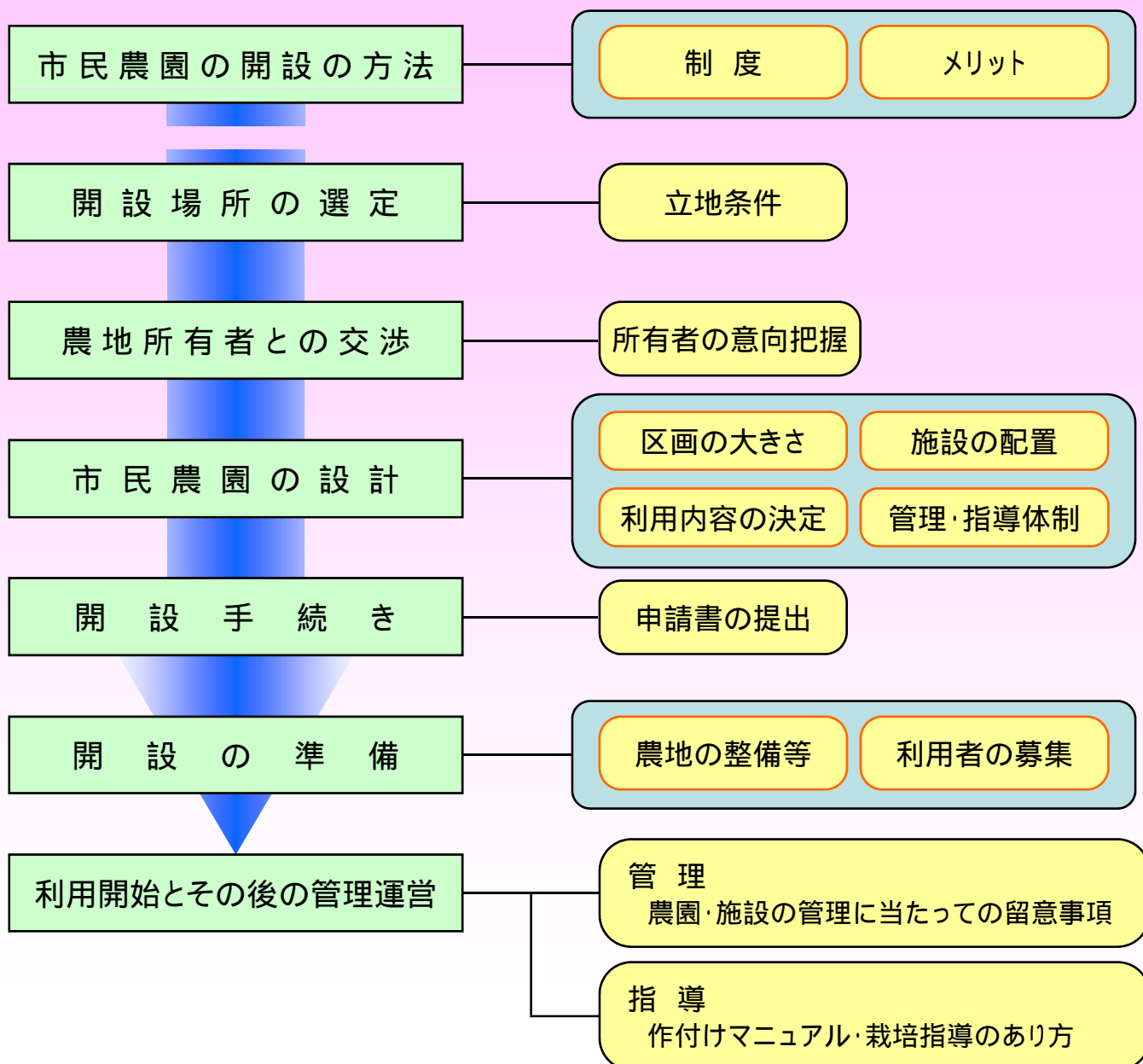
このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルテン（小さな庭）と呼ばれ、我が国では市民農園と呼ばれるほか、レジャー農園、ふれあい農園などいろいろな愛称で呼ばれています。

こうした小面積の農地を利用したい人が増えていることから、自治体、農協、農家、企業、NPOなど多くの方々が市民農園を開設できるようになっています。

1. 市民農園の開設手順

市民農園を開設する場合には、農地が確保できるかどうかなどいくつかのキーポイントがありますが、一般的な流れとしては次のようになります。

なお、実際に市民農園の開設を進める場合には、必ずしもこの手順となるものではなく、例えば開設場所の選定と農地所有者との交渉、さらには市民農園の設計まで重なることも多いものと思われます。



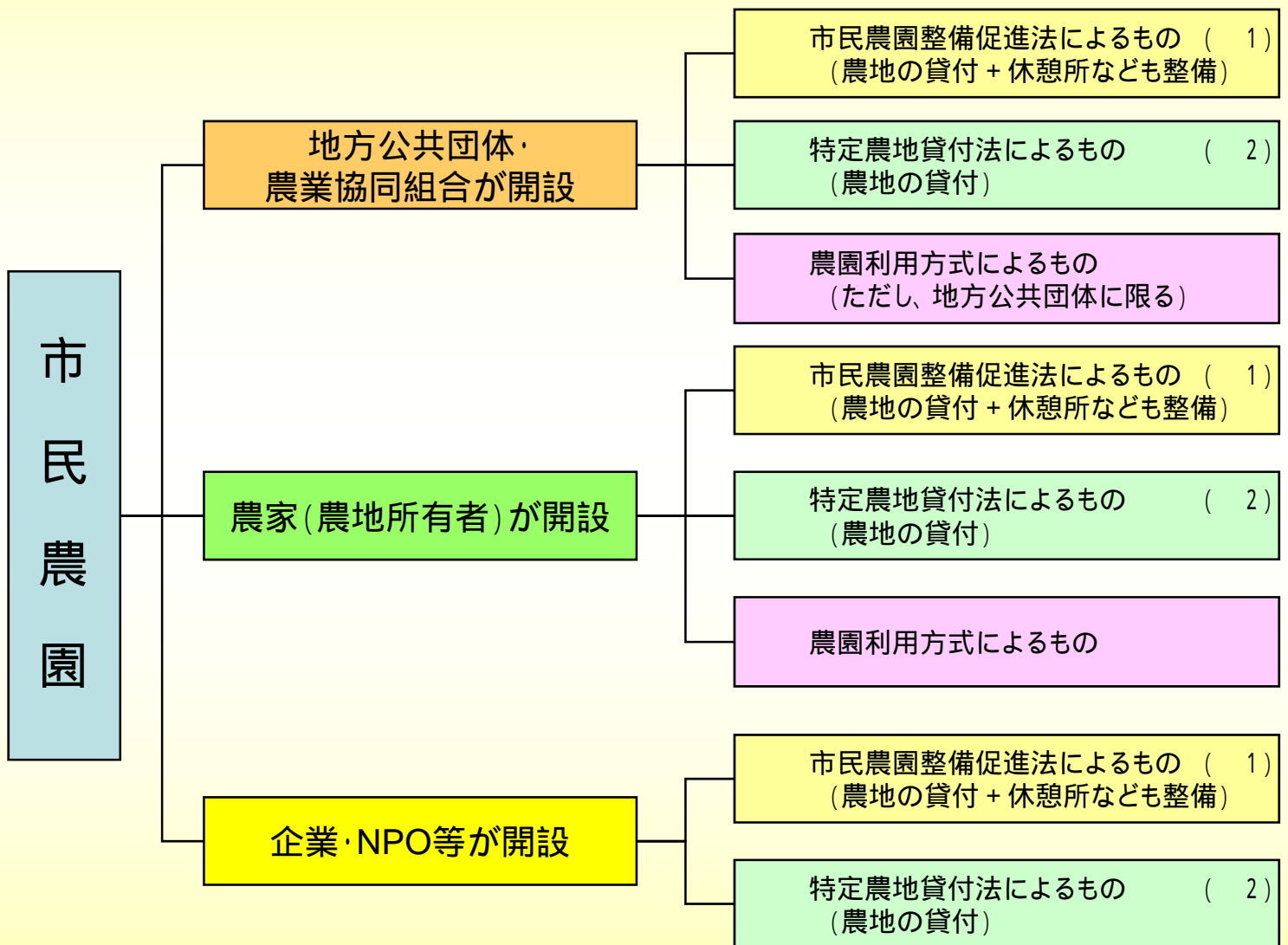
2 . 市民農園の開設方法

市民農園の開設の形態は、以下の3形態があります。

『**市民農園整備促進法**』によるもの

『**特定農地貸付法**』（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律）によるもの

農園を利用して農作業を行う『**農園利用方式**』によるもの



- (1)市民農園整備促進法によって市民農園が開設できる場所は
・市町村が指定した「市民農園区域」または
・都市計画法の「市街化区域」に限られます。

特定農地貸付法の場合は、特に指定されていません。

- (2)特定農地貸付けの要件
10a(1,000m²)未満の貸付
相当数の者を対象とした農地の貸付
営利を目的としない農作物の栽培
貸付期間については5年を超えない

市民農園整備促進法のしくみ

1. 市民農園整備基本方針 (各都道府県で策定)

- ・整備の基本的な方向
- ・整備すべき区域の設定に関する事項
- ・市民農園施設の整備 等

2. 市民農園区域の指定 (市街化区域は不要) (市町村が指定)

市街化区域以外の場合

市町村は、基本方針に基づき、農業委員会の決定を経て、当該市町村の区域内の一定の区域で該当するものを市民農園として整備すべき区域として指定することができる。(指定する際はあらかじめ都道府県知事に協議を要する)

市町村は区域を指定又は変更する際に交換分合が可能

3. 市民農園の開設 (市町村が認定)

市民農園開設者

【整備運営計画の作成】

- ・市民農園の用に供する土地の所在
- ・市民農園の用に供する農地の位置、面積
- ・市民農園施設の整備に関する事項
- ・利用期間その他の条件 等

申請

市町村

農業委員会の決定

認定

特定農地貸付方式により地方公共団体及び農協以外の者(農家や企業、NPO 等)が開設する場合は市町村等と貸付協定を締結する必要があります(次ページ参照)。

市民農園の開設

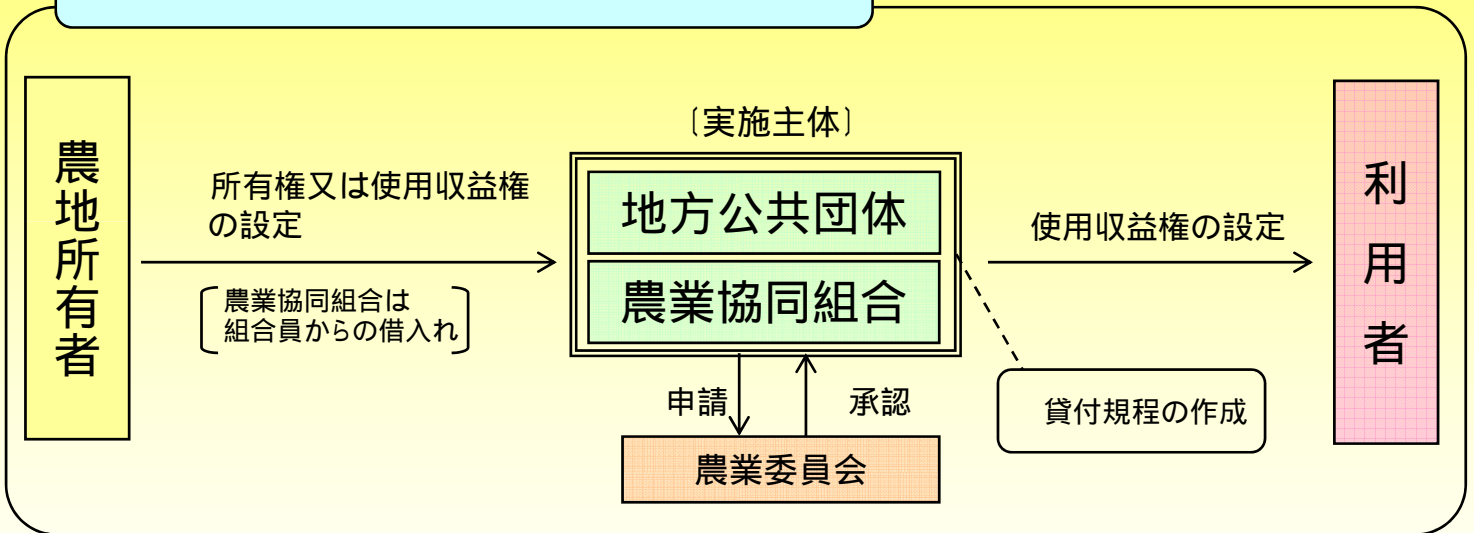
市町村が市民農園の整備運営計画を認定すると

- ・農地の貸付について特定農地貸付法の承認
- ・農地の転用について農地法第4条第1項、第5条第1項の許可があったとみなされます。

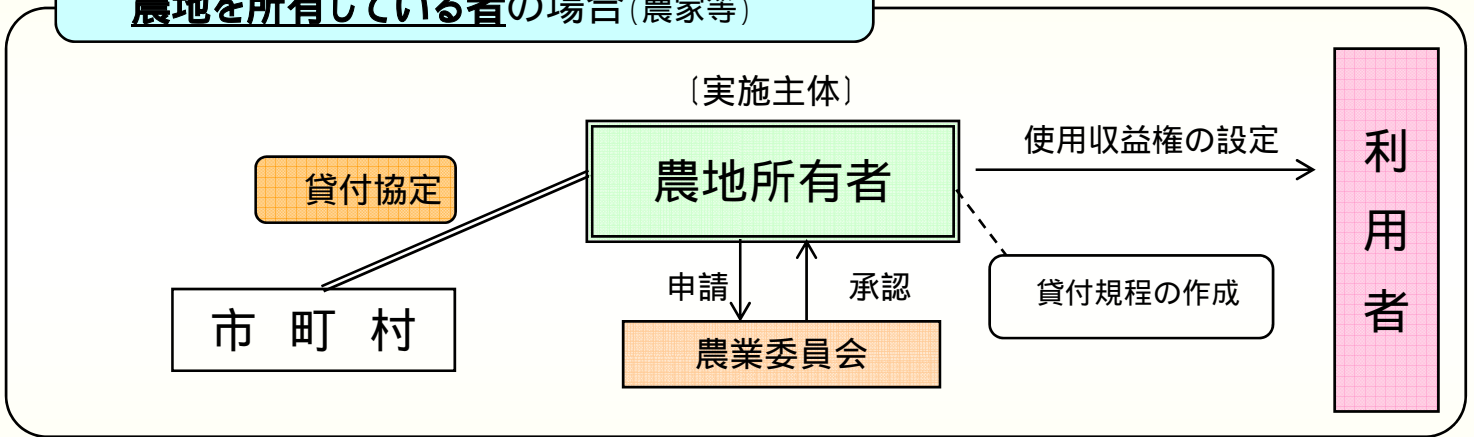
特定農地貸付法のしくみ

開設主体別に以下の3形態があります。

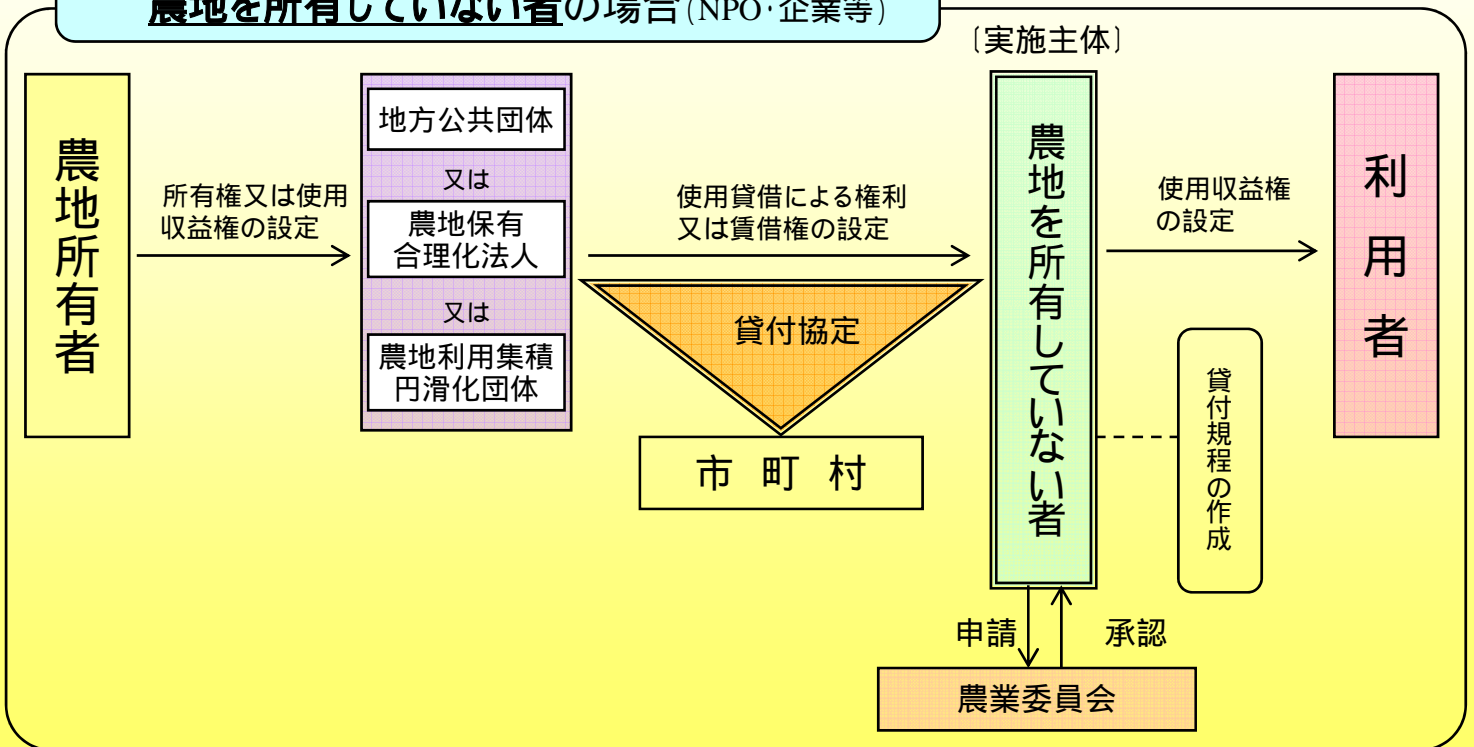
1 地方公共団体及び農業協同組合の場合



2 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者の場合(農家等)



3 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者の場合(NPO・企業等)



農園利用方式

市民農園開設者
地方公共団体・農家
(農地所有者)

農園利用契約

農園利用者

- ・開設する際の法手続は必要ありません。
- ・賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないものです。

3. 市民農園の開設状況

(単位：ヶ所、%)

方式 主体	特定農地貸付法	市民農園整備促進法			計
			イ	ロ	
地方公共団体	2,056	220	220	0	2,276 (67.3)
農業協同組合	449	33	33	-	482 (14.3)
農業者	297	183	6	177	480 (14.2)
構造改革特区	81	5	5	-	86 (2.5)
その他 (NPO、企業等)	55	3	3	-	58 (1.7)
計	2,938 (86.9)	444 (13.1)	267 (7.9)	177 (5.2)	3,382 (100.0)

資料：農村振興局都市農村交流課調べ（平成21年3月末現在）

注1：市民農園整備促進法及び特定農地貸付法の手続きに従って設置されたものの数値です。

2：「市民農園整備促進法」の欄中、

「イ」は、同法第2条第2項第1号イ（特定農地貸付法）によるもの、

「ロ」は、同法第2条第2項第1号ロ（農園利用方式）によるものです。

3：表中の「-」は、法制度上認められていない区分のものです。

表紙

中央：北海道岩見沢市 岩見沢市栗沢クラインガルテン
左上：福岡県北九州市 JA北九州市民農園

右上：東京都練馬区 緑と農の体験塾
左下：岐阜県揖斐川町 ワンダ農園
右下：青森県弘前市 相馬昴農園

4. いろいろな市民農園（事例）

日帰り型市民農園



[北海道 北広島市 市民農園さとみ]

農園面積1.4haの比較的規模が大きい市民農園で、利用者は定年後の方が多くを占めており、馬鈴薯・大根・人参・豆・とうもろこしなどを栽培しています。

日帰り型市民農園



[岐阜県 関市
関市田原リフレッシュ農園]

隣接して総合交流拠点施設があり、市民農園で使用する苗・種・肥料の購入ができるとともに市外の方も利用できます。

日帰り型市民農園



[埼玉県 鴻巣市
こうのとりの四季菜ファーム]

近くには農産物直売所や地域食材供給施設も存在し、農家との交流を通じて、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供やお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。

滞在型市民農園



[兵庫県 多可町 フロイデン八千代]

全国で初めての滞在型市民農園であり、現在、町内には125棟の滞在型市民農園があり日本一の規模となっています。

第2回オーライ！ニッポン大賞グランプリ(内閣総理大臣賞)を受賞。

日帰り型及び滞在型市民農園



[佐賀県 唐津市 おいでな菜園]

福岡市から車で約1時間のところに位置し、心なごむ景色に囲まれ、週末に里帰り気分で農園体験が楽しめます。

日帰り型及び滞在型市民農園



[新潟県 小千谷市 おぢやクライン
ガルテンふれあいの里]

農園の遠くには越後三山、眼下には信濃川の圧倒的な大パノラマが広がり、高速道路ICからのアクセスに優れ、豊かな自然の中での生活をのんびりと楽しめます。

5. 市民農園の整備が可能な補助事業等（平成22年度）

事業等名	内 容	主な実施主体	補助率等
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農山漁村地域において、居住者及び滞在者の増加などを通じた活性化を図るため、必要な施設整備等の各種取組について総合的かつ機動的に支援する一環として、交流・ふれあいのための体験農園・市民農園を整備 〔担当：農村振興局整備部農村整備官活性化支援班〕	都道府県、市町村、ＪＡ、農業者が組織する団体等	定額 (1/2以内等)
広域連携共生・対流等対策交付金	都市と農村の共生・対流等を推進するため、都道府県域を越えた広域的な連携の取組を実現するための施設や都市部での農業振興に必要な施設等を整備する一環として市民農園・体験農園を整備 〔担当：農村振興局農村政策部都市農村交流課〕	民間団体等 (NPO法人、ＪＡ等)	定額 (1/2以内等)
村づくり交付金	地域の創造力を活かし、個性ある村づくりを推進するため、国の関与を縮減し、市町村の提案による整備内容も含めた農業生産基盤と農村における生活環境の総合的な整備を実施する一環として集落農園を整備 〔担当：農村振興局整備部農村整備官〕	市町村等	50% 沖縄70% 奄美52%
生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業	農家の理解、地域住民の合意形成を得つつ、生物多様性の確保の視点を取り入れた基盤整備等を実施し、生物多様性の確保に対応した基盤整備の推進を図る一環として市民農園等を整備 〔担当：農村振興局整備部農地資源課〕	都道府県、市町村、土地改良区等	農林水産省・北海道50%、離島55%、奄美60%、沖縄75%
耕作放棄地再生利用緊急対策	耕作放棄地を再生・利用する取組の一環として市民農園の整備が可能 〔担当：農村振興局整備部農地資源課〕	市町村、ＪＡ、NPO法人等	1/2 沖縄2/3
農山漁村地域整備交付金	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う総合的、一体的な整備を支援する一環として集落農園等を整備 〔担当：農村振興局整備部農村整備官〕	都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、漁協等	定額 (1/2等)

市民農園の開設に活用できる融資制度については、農林水産省のホームページ(市民農園をはじめよう)をご覧ください。

お問い合わせ先

北海道農政部 農業経営局
農地調整課

011-231-4111 (内27-219)

東北農政局 農村振興課

022-263-1111 (内4062)

関東農政局 農村振興課

048-600-0600 (内3416)

北陸農政局 農村振興課

076-263-2161 (内3419)

東海農政局 農村振興課

052-201-7271 (内2519)

近畿農政局 農村振興課

075-451-9161 (内2421)

中国四国農政局 農村振興課

086-224-4511 (内2526)

九州農政局 農村振興課

096-353-3561 (内4318)

内閣府 沖縄総合事務局 経営課

098-866-0031 (内83293)

農林水産省 農村振興局

都市農村交流課

03-3502-0033(直通)

(市民農園をはじめよう)

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/simin_noen/index.html